

令和元年度

第1回 鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年1月31日（金）  
15時～

場所：東別館3階 災害対策本部室

議 題

- 1 本市における体制について
- 2 新型コロナウイルスについて
- 3 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- 4 各対策部における現在の取組状況及び今後の対応内容等について

## 1 目的

鹿児島市健康危機管理基本指針（以下「指針」という。）は、健康危機に対し、迅速かつ適切な健康危機管理を行うため、鹿児島市危機管理指針に基づき、基本的な事項を定める。

## 2 定義

- (1) 「健康危機」とは、感染症、食中毒、飲料水、毒物、劇物その他何らかの原因により、市民の生命、健康に重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある切迫した事態をいう。
- (2) 「健康危機管理」とは、「健康危機」に対して行われる健康被害の発生予防、原因調査、被害拡大防止、医療の確保等に関する業務で、保健所の所管に属するものをいう。

## 3 健康危機管理業務従事者の心得

健康危機管理業務に従事する職員は、次の事項について留意するものとする。

- (1) 危機意識を常に持ち、日常業務の遂行にあたり、健康危機に関する情報収集に努める。
- (2) 予断を持つことなく、健康被害が発生している事実を的確に受け止め、迅速な現場の状況把握と科学的かつ客観的な調査・分析等に努める。
- (3) 健康被害者や関係者のプライバシー等の人権に十分配慮する。

## 4 健康危機レベル及び決定権者

健康危機は、その発生又は発生するおそれのある危機の規模及び状況に応じて、以下の3段階のレベルに分類する。

### (1) 危機レベル1

健康危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、健康福祉局長が決定する。

### (2) 危機レベル2

健康危機による被害の拡大が予想される場合又はその対策を早急に講ずる必要がある場合に、健康福祉局長又は危機管理局長が危機管理監（総務局等担当副市長）に上申し、危機管理調整会議において危機管理監が決定する。

### (3) 危機レベル3

全庁的な対応を要する重大な健康危機の場合や健康危機による健康被害が相当程度拡大し、関係部局が連携して対応する必要がある場合に、危機管理監が市長に上申し、危機管理調整会議の協議結果をもとに市長が決定する。

## 5 対策本部等の設置

- (1) 危機レベル1にあると決定したときは、保健所長は、鹿児島市保健所健康危機管理対策

本部（以下「保健所対策本部」という。）を設置する。

- (2) 危機レベル2にあると決定したときは、健康福祉局長は、鹿児島市健康危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
- (3) 危機レベル3にあると決定したときは、市長は、鹿児島市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- (4) 保健所対策本部、警戒本部及び対策本部（以下「対策本部等」という。）には、危機事象にかかる固有名詞を付するものとする。
- (5) 対策本部等の組織体制等については、別途要綱で定めるものとする。

## 6 健康危機の初動時の対応

- (1) 保健所の各課長は、健康危機の発生又は発生するおそれがあることを認知した場合は、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うとともに、速やかに保健所長に報告するものとする。
- (2) 保健所長は、必要があると認めるときは、速やかに鹿児島市保健所健康危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
- (3) 対策会議は、次の事項について協議する。
  - ① 健康危機管理体制又は通常業務体制の判断に関すること。
  - ② 当面の対策に係る方針の策定に関すること。
  - ③ 関係機関等との連絡調整に関すること。
  - ④ 原因究明のための調査活動に関すること。
  - ⑤ 被害状況の把握及び被害拡大の防止に関すること。
  - ⑥ 健康被害を受けた者に対する適切な保健医療の確保に関すること。
  - ⑦ 市民等に対する広報活動に関すること。
  - ⑧ その他保健所長が必要と認める事項に関すること。
- (4) 対策会議の構成員は、保健所長が指名する者をもって充てる。
- (5) 保健所長は、会務を総理し、対策会議の議長を務める。
- (6) 健康危機に至っていない場合であって、事態の進行によって、健康危機に至ることが予測されるときは、対策会議において連絡調整等を行うものとする。
- (7) 対策会議の庶務は、保健所保健政策課において処理する。
- (8) その他対策会議の運営に必要な事項については、保健所長が定める。

## 7 健康危機管理対策連絡会議の設置

- (1) 保健所長は、健康危機管理に関わる行政機関や医療関係団体等との円滑な連携・協力体制を確保するため、鹿児島市健康危機管理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(2) 連絡会議の組織体制等については、別途要綱で定めるものとする。

## 8 対策本部等の廃止

対策本部等による対策実施の必要がなくなったときは、保健所対策本部においては保健所長、警戒本部においては健康福祉局長、対策本部においては市長が、これを廃止する。

## 9 事後評価

対策本部等は、健康危機が沈静化又は終息化した時点で、健康危機管理の事後評価を行うものとする。

## 10 危機事象別対策マニュアル等の整備

関係課は、健康危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、調査、検査及び防疫等の対応を迅速かつ適切に行うため、必要に応じて危機事象別に対策マニュアル等を定めるものとする。

## 11 鹿児島市地域防災計画及び鹿児島市国民保護計画との整合性

鹿児島市地域防災計画及び鹿児島市国民保護計画において想定されている地震等の災害及び武力攻撃事態等により健康被害が発生した場合は、それぞれ当該計画により対応するものとする。

付 則

この指針は、平成23年3月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

◎新型インフルエンザ等発生時の本市の体制について

事態	事象	警報フェーズ	国	県	市			備考
					危機レベル	組織名	構成メンバー ※下線部分はメンバー案	
感染拡大・重症化	海外発生疑い	警戒期	関係省庁対策会議 ・新型インフルエンザ対策関係会議	県対策本部 (国内でも発生する恐れがある場合)	初動体制	保健所健康危機管理対策会議 (議長:保健所長) ※構成員は保健所長が指名	議長:保健所長(1) 構成員(案):保健所各課長(10)、保健政策課・生活衛生課・保健予防課の庶務担当係長(業務連絡会メンバー)(3)及び危機事案の所管係長(1) 総勢15名	・過去に業務連絡会メンバーで多数開催実績あり ・海外での発生状況などを報告し、情報共有を行う
					危機レベル1	保健所健康危機管理対策本部 (本部長:保健所長) ※本部員、対策推進班は要綱及び要領に規定	【対策本部】 本部長:保健所長(1) 副本部長:保健政策課長(1) 本部員:保健所各課長(保健政策課長を除く)(9) 総勢11名  【対策推進班】 班長:保健所長(1) 副班長:保健政策課長、生活衛生課長、保健予防課長(3) 班員:各課長(3課長を除く)(7)、保健政策課・生活衛生課・保健予防課の各係長(8)、環境試験所臨床検査係長(1) 総勢20名	・平成25年度に開催実績あり ・コールセンター及び帰国者・接触者相談センターの設置、対策推進班について協議
					危機レベル2	市健康危機管理警戒本部 (本部長:健康福祉局長) ※本部員は本部長が指名	本部長:健康福祉局長(1) 副本部長:保健所長(1) 本部員(案):保健政策課長(1)、生活衛生課長(1)、保健予防課長(1)、各局庶務課長(危機管理課、消防局を除く)(14)、危機管理課長(1)、消防局警防課長(1) 総勢21名	・過去に開催実績なし ・レベル3の対策本部を円滑に開催するために、局庶務課長をメンバーとし、その他のメンバーは、庁内連絡会と本部室の体制に合わせる
					危機レベル3	市健康危機管理対策本部 (本部長:市長) ※本部員は要綱に規定 ※庁内連絡会の委員は座長が指名	【対策本部】 本部長:市長(1) 副本部長:両副市長(2) 本部員:各局長(16)、危機管理局次長(1)、保健所長(1)、危機管理課長(1)、保健政策課長(1)、生活衛生課長(1)、保健予防課長(1)、各支所長(8)、消防局次長(1)、(下線の部員は、要綱第4条第5項の規定(「本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部員に充てることのできる」)により、指名する) 総勢34名  【庁内連絡会】 座長:保健政策課長(1) 副座長:危機管理課長(1) 委員(案):生活衛生課長(1)、保健予防課長(1)、各局庶務課長(危機管理局、消防局を除く)(14)、消防局警防課長(1) 総勢18名	・過去に開催実績なし ・レベル3の対策本部から法に基づく対策本部への移行をスムーズに行うため、同じ体制とする
国内感染早期	(県内未発生期)	パンデミック期			市健康危機管理対策本部 (本部長:市長) ※本部員は要綱に規定 ※本部室は本部構成員及び要領に規定	【対策本部】 本部長:市長(1) 副本部長:両副市長(2) 本部員:各局長(16)、危機管理局次長(1)、各支所長(8)、保健所長(1)、消防局次長(1)、危機管理課長(1)、保健政策課長(1)、生活衛生課長(1)、保健予防課長(1) 総勢34名  【本部室】 本部連絡班長:保健政策課長(1) 本部連絡員:保健政策課長(1)、各局庶務課長(危機管理局、消防局、議会事務局を除く)(13)、消防局警防課長(1)、生活衛生課長(1)、保健予防課長(1)、危機管理課長(1)、議会事務局総務課長(1)(下線の連絡員は、要綱第3条第3項の規定(「本部連絡班長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部連絡員に充てることのできる」)により、指名する) 総勢20名	・過去に開催実績なし	
	(県内発生早期)						・警戒本部と本部室の体制と合わせる	
国内感染期	(県内感染期)				市健康危機管理対策本部へ切替			
小康期		移行期			市健康危機管理対策本部(法に基づく)廃止			
終息				(新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨公表) ・政府対策本部廃止	市健康危機管理対策本部廃止			

## 鹿児島市健康危機管理対策本部設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市健康危機管理対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 全庁的な対応を要する重大な健康危機が発生し、又は健康危機による健康被害が相当程度拡大した場合に、その対策及び連絡調整を円滑に行うため、本部を設置する。

## (所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康被害を受けた者の救命救急に関すること。
- (2) 健康被害の状況把握及び拡大防止に関すること。
- (3) 健康被害の発生原因の究明に関すること。
- (4) 健康被害に関する情報提供に関すること。
- (5) 健康被害に係る対策等の事後評価及び改善方策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健康危機に係る対策に関すること。

## (組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長とする。
- 3 副本部長は、両副市長とする。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を本部員に充てることができる。

## (本部長等の職務)

第5条 本部長は、本部を代表し、会務を総理し、本部の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長が、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (現地対策本部)

第7条 本部長は、現地において特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置することができるものとする。

- 2 現地対策本部に責任者を置き、責任者は本部長が指名する。

(庁内連絡会)

第8条 本部の事務を補佐するとともに、庁内の連絡体制を強化するため、本部に庁内連絡会を設置する。

- 2 庁内連絡会は、座長、副座長及び委員をもって組織する。
- 3 座長は、保健所保健政策課長をもって充てる。
- 4 副座長は、危機管理局危機管理課長をもって充てる。
- 5 委員は、庁内連絡会の会議の協議内容に関係する者として座長が指名する職員をもって充てる。
- 6 座長及び副座長の職務については、第5条及び第6条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、保健所保健政策課において処理する。ただし、健康危機による社会的影響が大きく全庁的な対応が必要な場合は、危機管理局危機管理課と連携して処理するものとする。

(全庁的な対応)

第10条 前条の健康危機による社会的影響が大きく全庁的な対応が必要と本部長が認めるときは、対策部、対策部の班、支部及び支部の班の組織を置くものとし、その組織については鹿児島市新型インフルエンザ等対策本部規程（平成27年6月12日訓令第7号）及び鹿児島市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関する要綱（平成27年6月12日）の例による。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

鹿児島市健康危機管理対策本部員

総務局長

企画財政局長

危機管理局长

市民局長

環境局長

健康福祉局長

産業局長

観光交流局長

建設局長

消防局長

市立病院長

交通局長

水道局長

船舶局長

教育長

議会事務局長

危機管理局次長

保健所長

危機管理局危機管理課長

保健所保健政策課長

保健所生活衛生課長

保健所保健予防課長



## 新型コロナウイルス感染症対策

文字サイズ

大

印刷

### 新型コロナウイルス感染症の対応について

#### ◆国民の皆様へのメッセージ

○新型コロナウイルス感染症は、我が国において、現在、ヒトからヒトへの感染が認められましたが、現時点では広く流行が認められている状況ではありません。国民の皆様におかれては、過剰に心配することなく季節性インフルエンザと同様に咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

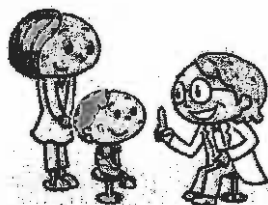
○武漢市から帰国・入国される方あるいはこれらの方と接触された方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合には、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡したうえで、受診していただきますよう、御協力をお願いします。また、医療機関の受診にあつては、武漢市の滞在歴があることまたは武漢市に滞在歴がある方と接触したことを事前に申し出てください。

詳しくは以下のページをご覧ください。

[新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸HP）](#)

[新型コロナウイルスに関するQ&A（厚生労働省HP）](#)

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285  
(受付時間 9時00分～21時00分)





# 新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとり ができる対策を知っておこう～

(1月30日12時時点の情報をもとに作成)

新型コロナウイルスに関連した感染症が、中国だけでなく日本やアジア各地、アメリカ、フランス、オーストラリアなどでも確認されています。WHOの現時点のリスク評価では、ヒトからヒトへの感染は認められていますが、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」には当たらないとされています。また、我が国において、ヒトからヒトへの感染が認められましたが、現時点では広く流行が認められる状況ではありません。風邪やインフルエンザなどの一般的な感染症予防のためにも、咳エチケットや手洗いなどを徹底し、ウイルスの感染を防ぎましょう。

1. 新型コロナウイルス感染症ってどんな病気？
2. 一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策は？
3. 「新型コロナウイルス感染症かな？」と思ったら

## 1. 新型コロナウイルス感染症ってどんな病気？

### 新型コロナウイルス感染症とは？

過去ヒトで感染が確認されていなかった新種のコロナウイルスが原因と考えられる感染症です。

### コロナウイルスとは？

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスです。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られています。深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがあるのは、SARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）とMERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）で、それ以外は、感染しても通常は風邪などの重度でない症状にとどまります。

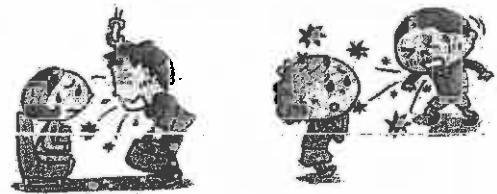
### どうやって感染するの？

新型コロナウイルス感染症がどのように感染するのかについては、現時点では、飛沫感染（ひまつかんせん）と接触感染の2つが考えられます。

#### (1) 飛沫感染

感染者がくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出  
別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染

※主な感染場所：学校や劇場、満員電車などの人が多く集まる場所



#### (2) 接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえる  
その手で周りの物に触れて、ウイルスが付く  
別の人がその物に触ってウイルスが手に付着  
その手で口や鼻を触って粘膜から感染

※主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど

## 2.一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策は？

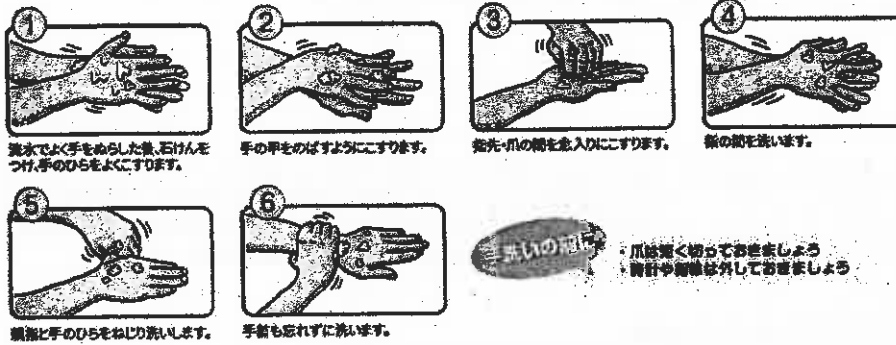
### ■新型コロナウイルスに感染しないようにするために

過剰に心配することなく、「手洗い」や「マスクの着用」を含む「咳エチケット」などの通常の感染症対策が重要です。

#### (1) 手洗い

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

#### 正しい手の洗い方



石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、消毒液やアルコールやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

(イラスト：政府広報オンライン)

#### (2) 普段の健康管理

普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておきます。

#### (3) 適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度（50～60%）を保ちます。

#### ※マスクの効果は？

マスクは、咳やくしゃみによる飛沫及びそれらに含まれるウイルス等病原体の飛散を防ぐ効果が高いとされています。咳やくしゃみ等の症状のある人は積極的にマスクをつけましょう。

一方で、予防用にマスクを着用することは、湿り合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では一つの感染予防策と考えられますが、屋外などでは、相当湿り合っていない限り、マスクを着用することによる効果はあまり認められていません。

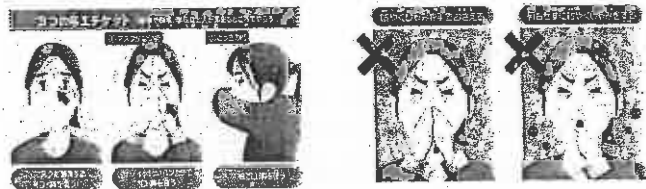
咳や発熱などの症状のある人に近づかない、人混みの多い場所に行かない、手指を清潔に保つといった感染予防策を優先して行いましょう。

### ■ほかの人にうつさないために

#### <咳エチケット>

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれませんので、次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側でおおいます。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



(イラスト：厚生労働省)

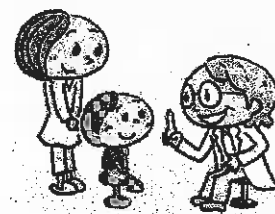
#### <正しいマスクの着用>



(イラスト：政府広報オンライン)

### 3. 「新型コロナウイルス感染症かな?」と思ったら

武漢市から帰国・入国される方におかれましては、咳や発熱等の症状がある場合や解熱剤などの薬剤を使用している場合には、検疫所で必ず申し出てください。また、国内で症状が現れた場合は、マスクを着用するなどし、あらかじめ医療機関に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。



(イラスト: 政府広報オンライン)

#### 関連リンク

[中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について \(厚生労働省\)](#) 外部リンク

[コロナウイルス感染症 \(国立感染症研究所\)](#) 外部リンク

[海外感染症発生情報 \(FORTH 厚生労働省検疫所\)](#) 外部リンク

[海外安全情報ホームページ \(外務省\)](#) 外部リンク

(ページ制作協力: 内閣府政府広報室、内閣官房国際感染症対策調整室、厚生労働省健康局結核感染症課)

## 目次

[新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～](#)

[インフルエンザ \(季節性\) 対策](#)

[ノロウイルス \(感染性胃腸炎・食中毒\) 対策](#)

[結核対策](#)

[鳥インフルエンザ対策](#)

[海外での感染症対策](#)

[国際的に脅威となる感染症対策](#)

市民の皆様へ

市民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

新型コロナウイルスに関連した肺炎の疑い例の定義は以下の(1)および(2)を満たす方となりますので、当てはまる方は保健所へご連絡ください。

- (1)発熱（37.5度以上）かつ呼吸器症状を有している
- (2)発症から2週間以内に、以下のア、イのいずれかを満たす
  - ア、武漢市への渡航歴がある
  - イ、武漢市への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有している人との接触歴がある

また、鹿児島市では新型コロナウイルスに関連した肺炎に関わる発熱相談窓口を設置しましたので、気になることがある方はお問い合わせください。

- ☎ 保健所保健予防課感染症対策係099-803-7023
- ☎ 北部保健センター099-244-5693
- ☎ 東部保健センター099-216-1311
- ☎ 西部保健センター099-252-8522
- ☎ 中央保健センター099-258-2370
- ☎ 南部保健センター099-268-2315
- ☎ 吉田保健福祉課099-294-1215
- ☎ 桜島保健福祉課099-293-2360
- ☎ 松元保健福祉課099-278-5417
- ☎ 郡山保健福祉課099-298-2114
- ☎ 喜入保健福祉課099-345-3434

(注)土・日、祝日は代表電話099-224-1111

なお、厚生労働省においても電話相談窓口（コールセンター）を設置しておりますので、そちらもご利用ください。

厚生労働省03-3595-2285

受付時間9時～21時（土・日、祝日も実施）

また、海外へ渡航される場合は、外務省が発表する海外安全情報を事前に確認し、感染予防に努めてください。

[外務省ホームページ](#)（外部サイトへリンク）

## 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年1月31日9時時点

	中国 (※)	日本	韓国	台湾	シンガ ポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシ ア	オースト ラリア	米国
患者数	9692	12	6	9	13	1	14	5	8	9	6
死亡者数	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジ ア	スリラン カ	UAE	フィン ランド	フィリピン	インド	イタリア	合計
患者数	3	6	5	1	1	4	1	1	1	2	9800
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	213

(※) 中国では、湖北省（武漢市を含む）、北京市、広東省、上海市などにおいて、患者が確認されている。

- 新型コロナウイルスに関連した感染症による死亡例は、中国での213例。
- 我が国で、1月15日に1例目、1月24日に2例目、1月25日に3例目、1月26日に4例目、1月28日に5-7例目、1月29日に8例目、1月30日に9-12例目が確認されたところ。
- 日本での感染者2例（6、8例目）については、武漢市への滞在歴は確認されていない。6例目は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、8例目は当該バスのガイドとして業務に従事。
- 上記の患者のほか、無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）が、日本で2例確認された（1月30日）。

1

## 新型コロナウイルスに関連した感染症に係る患者等の現状について

※令和2年1月31日9時現在

	武漢市滞在歴	確定日	入院状況	現在の状態	濃厚接触者
1例目(30代男性)	あり	1月15日	退院	全快	28名特定(健康観察終了)
2例目(40代男性)	あり	1月24日	入院中	軽快	32名特定(健康観察中)
3例目(30代女性)	あり	1月25日	入院中	軽快	7名特定(健康観察中)
4例目(40代男性)	あり	1月26日	入院中	軽快傾向	2名特定(健康観察中)
5例目(40代男性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	3名特定(健康観察中)
6例目(60代男性)	なし	1月28日	入院中	症状安定	22名特定(健康観察中) ※うち1名は8例目
7例目(40代女性)	あり	1月28日	入院中	症状安定	2名特定(健康観察中)
8例目(40代女性)	なし	1月29日	入院中	軽快	3名特定(健康観察中) 調査中
9例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
10例目(50代男性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
11例目(30代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
12例目(20代女性)	あり	1月30日	入院中	治療中	調査中
<b>&lt;無症状病原体保有者&gt; ※症状はないが、検査が陽性となった者</b>					
1例目(40代男性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中
2例目(50代女性)	あり	1月30日	入院中	症状なし	調査中

2